

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第3回習志野市農業委員会総会は令和7年3月7日（金曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中14名出席 欠席2名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

7番 中野 政博

10番 三代川 浩一

4. 審議案件

議案第1－1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第1－2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第1－3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第1－4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第1－5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第1－6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

5. 報告案件

報告第 1 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第 2 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3－1号	農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について
報告第3－2号	農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について
報告第 4 号	鷺沼特定土地区画整理事業（第5工区）の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届出書の受理について
報告第 5 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について
報告第 6 号	転用事実に関する照会書について

6. 閉会時間 午前 10時 8分

議 長	みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日は、農業委員16名の内、14名の出席により、本日の総会は、成立いたしましたので、ただ今より、令和7年第3回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定に基づいて議長から指名させていただきます。 7番、中野 政博委員、10番、三代川 浩一委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日付議されました議案は8件、報告事項は7件であります。 それでは、早速議事に入ります。 議案第1－1号から議案第1－6号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 本議案は、同一事業者による農地転用事業で、土地所有者が複数名いることから、合計6件の議案となりました。 よって、議案第1－1号から議案第1－6号まで一括して審議いたします。 なお、事務局から説明を受けた後、8番、村山 茂男委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限によりまして、採決の際には退席していただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、事務局から、議案第1－1号から議案第1－6号について、一括して説明を求めます。
事務局長	はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1－1号から議案第1－6号について、一括して議案の説明をさせていただきます。 総会資料の1ページから6ページまでは、各々の議案書であります、7ページの資料を基に説明させていただきます。 それでは、総会資料の7ページをお開きください。 議案第1－1号から議案第1－6号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この度、転用事業者である譲受人と、土地所有者である譲渡人7名から、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであり、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。
事務局長	転用目的は、特定建築条件付き戸建住宅の販売であり、販売棟数は、28棟であります。

事務局長	許可を受けようとする土地は、藤崎七丁目の農地8筆であり、合計面積は、3, 123. 85平方メートルであります。説明は以上です。
議 長	説明ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 詳細説明 ……
議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、8番、村山 茂男委員は退席をお願いします。 事務局は、村山 茂男委員を案内してください。 村山 茂男委員が退席されるまで、暫時休憩といたします。 …… 暫時休憩 ……
議 長	それでは、村山 茂男委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。 議案第1－1号から議案第1－6号について質問のある方は、挙手願います。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 議案第1－1号から議案第1－6号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括してお諮りいたします。 議案第1－1号から議案第1－6号について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第1－1号から議案第1－6号の農地法第5条の規定による許可申請を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 また、許可を受けようとする土地の合計面積が、3, 000平方メートルを超えておりますので、一般社団法人千葉県農業会議の常設審議委員会における審議を要することから、事務局は、千葉県知事への進達と併せて、対応をお願いいたします。
議 長	それでは、審議を終えましたので、事務局は村山委員の入室を案内してください。村山委員が入室されるまで暫時休憩といたします。

	…… 暫時休憩 ……
議 長	村山委員が入室されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。 続きまして、議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より、議案第2号の議案の説明を求めます。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第2号について説明させていただきます。 総会資料の14ページをお開きください。 議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。この度、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、藤崎七丁目の農地1筆で、面積は、930平方メートルであります。 2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。 3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 なお、農地法第3条の許可権者は、農業委員会となっておりますが、当該許可申請は、ただ今、ご審議いただきました農地転用事業に起因するものであります。 許可日につきましては、千葉県知事による農地法第5条許可の許可日と同日となります。説明は以上です。
議 長	説明ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。議案第2号について質問のある方は、挙手願います。 他にご質問・ご意見等がありますか。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。
議 長	議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」をお諮りいたします。 議案第2号について、許可とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございます。

議 長	全員賛成により、議案第2号の農地法第3条の規定による許可申請を許可することに決しました。 なお、許可日につきましては、事務局の説明にありましており、千葉県知事による農地法第5条許可の許可日と同日といたしますので、ご承知おきください。 事務局は、許可証の発行について、対応をお願いいたします。 次の議題に移ります。 議案第3号、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。 事務局より、議案第3号の説明を求めます。
事務局長	はい。それでは、総会資料の18ページをお開きください。 議案第3号は、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについてであります。 この度、千葉県が定める農地転用関係事務指針の規定に基づき、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いの提出がありましたので、申請地が非農地であるかについて、審議を求めるものです。 申請地は、実籾本郷の土地1筆で、面積は96平方メートルです。 申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。 申請地は、申請者が相続により土地を取得する以前から駐車場として使用していたとのことであります。 このことから、申請者が千葉地方法務局に対し、地目変更登記申請を行うため、千葉県知事から現況確認として、非農地である旨の証明書の提出が求められているものです。説明は以上です。
議 長	説明ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 詳細説明 ……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、申請地が実籾本郷でありますので、櫻井委員、申請地について、何かご存じであれば発言をお願いいたします。
櫻井委員	はい。私が知っている範囲でお答えします。

櫻井委員	資料の案内図の通り、申請地の西側 3 軒建物がありますが、申請地を含め申請者の親の土地であったと聞いております。 また、私が申請地の東側道路を通勤利用していた時から、既に農地でない状態であり、議案書に書かれている様に 30 年以上前から農地で無かったと思います。
議 長	櫻井委員、ありがとうございました。 それでは、議案第3号について質問等のある方は、挙手願います。 ご意見が無いようですので、議案第3号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」は、非農地であると認め、証明書発行権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 事務局は、対応をお願いいたします。 以上で、付議されました議案の審議を終了いたします。 次に、報告事項に移ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局	…… 特段ありません ……
議 長	委員の皆さんから、何か質問等ありますでしょうか。 質問等の有る方は、挙手願います。よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第3－1号及び報告第3－2号は、農地法第5条許可に伴う工事完了報告書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 補足説明 ……
議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 報告第4号は、鷺沼特定土地区画整理事業(第5工区)の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届出書の受理についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。

事務局	…… 補足説明 ……
議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 報告第5号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願い(相続)についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 補足説明 ……
議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、最後の報告事項となります。 報告第6号は、転用事実に関する照会書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……補足説明……
議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 はい。三代川委員。
三代川(浩) 委員	はい。このような土地は、固定資産税に反映されているのですか。
議 長	はい。事務局。
事務局	はい。お答えします。 固定資産税につきましては、担当職員が現地調査などを行い登記地目でなく、現況主義で課税を行っていると同っております。以上です。
議 長	はい。他に質問等ありませんか。 無ければ、以上を持ちまして、令和7年第3回習志野市農業委員会総会を終了いたします。